

議案第10号

和解について

次のとおり和解するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

- 1 事件名 東京地方裁判所民事第8部令和2年（ワ）第18639号損害賠償請求事件
- 2 事件の概要 平成24年7月2日に締結した消防救急デジタル移動局無線機器の売買契約における和解の相手方らの共同不法行為等により、市が被った損害の賠償を求めて訴えを提起したもの
- 3 和解の相手方
 - (1) 東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
沖電気工業株式会社
代表取締役 鎌上信也
 - (2) 神奈川県横浜市中区尾上町六丁目86番地1
三峰無線株式会社
代表取締役 中島芳明
- 4 和解の要旨
 - (1) 相手方らは、市に対し、和解金として、連帯して819万5,785円の支払義務があることを認める。
 - (2) 相手方らは、市に対し、連帯して和解金を、市が指定する口座に振り込む方法により支払う。
 - (3) 市は、その余の請求を放棄する。
 - (4) 市及び相手方らは、市と相手方の沖電気工業株式会社との間及び市と相手方の三峰無線株式会社との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。
 - (5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

令和4年2月24日提出

我孫子市長 星野 順一郎

提案理由

東京地方裁判所民事第8部令和2年(ワ)第18639号損害賠償請求事件について、同裁判所から提示された和解案に基づき、和解するため提案するものです。